

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律における法定受託事務の処理基準について 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) 法第 11 条の 2 の「常時監視」とは、都道府県自身が実施するものに限らず、市町村等他の行政機関が調査（「2. 調査」に掲げる調査をいう。（2）において同じ。）を行ったものを基にその区域内の農用地の土壌の汚染の状況、農作物の生育状況等を把握、分析し、その結果を取りまとめるものを含み、そのすべてが環境大臣への報告の対象となる。</p>	<p>1. 定義</p> <p>(1) 法第 11 条の 2 の「常時監視」とは、都道府県自身が実施するものに限らず、市町村等他の行政機関が調査（「2. 調査」に掲げる調査をいう。（2）において同じ。）を行ったものを基にその区域内の農用地の土壌の汚染の状況、農作物の生育状況等を把握、分析し、その結果を取りまとめるものを含み、そのすべてが環境庁長官への報告の対象となる。</p> <p>(2) 法第 11 条の 2 第 1 項の「常時監視しなければならない」とは、連続的又は一定期間ごとに調査をし続けなければならないということではなく、過去の調査も含めた調査の結果から、常に土壌の状態を把握していることを義務づけるものである。</p> <p>2. 調査</p> <p>(1) 調査の種類</p> <p>1) 細密調査 法第 2 条第 3 項に定める特定有害物質（以下「特定有害物質」という。）等が土壌に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されると認められる地域又はそれらのおそれがあると認められる地域であって、その地域内にある農用地の面積がおおむね 10ha 以上あるものを対象として、当該地域内にある農用地の土壌及び当該農用地に生育する農作物等並びに当該地域に係る水、大気及び底質の特定有害物質等による汚染の状況並びに当該地域に係る地質の状況を把握するために行う概況調査及び精密調査</p> <p>2) 対策地域調査 法第 3 条に定める農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）に指定された地域及びその周辺地域を対象として、当該地域内にある農用地の土壌及び当該農用地に生育する農作物等並びに当該地域に係る水、大気及び底質の特定有害物質等による汚染の状況並びに当該地域に係る地質の状況を把握するために行う対策地域内調査及び対策地域関連調査</p> <p>3) 解除地域調査</p>

4) クロスチェック調査

細密調査及び対策地域調査における分析の精度を確保するために都道府県及び環境省が同一の土壌及び農作物等について行う分析測定調査

(別添1) 細密調査実施細則

対策地域の指定が解除された地域を対象として、当該地域内にある農用地の土壌及び当該農用地に生育する農作物等並びに当該地域に係る水、大気及び底質に含まれる特定有害物質の量等を把握するために行う概況調査及びほ場調査

4) クロスチェック調査

細密調査及び対策地域調査における分析の精度を確保するために都道府県及び環境庁が同一の土壌及び農作物等について行う分析測定調査

(2) 調査の方法

常時監視に用いる調査の実施は「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令」(昭和46年農林省令第47号。以下「カドミウムに係る検定省令」という。)、 「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める総理府令」(昭和47年総理府令第66号。以下「銅に係る検定府令」という。)及び「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める総理府令」(昭和50年総理府令第31号。以下「砒素に係る検定府令」という。)によるほか、実施に関して必要な技術的事項については、細密調査にあっては別添1の細密調査実施細則、対策地域調査にあっては別添2の対策地域調査実施細則、解除地域調査にあっては別添3の解除地域調査実施細則、クロスチェック調査にあっては別添4のクロスチェック調査実施細則によるものとする。

(3) 調査結果の報告

- 1) 都道府県知事は、その区域内において実施した常時監視の結果を取りまとめた調査報告書を作成し、調査年度の翌年度の4月30日までに環境省環境管理局水環境部長に1部提出するものとする。ただし、クロスチェック調査のための測定結果の報告書は、調査年度の2月末日までに提出するものとする。
- 2) 調査報告書及び添付書類(図面を含む。)の様式については、細密調査、対策地域調査、解除地域調査及びクロスチェック調査ごとにそれぞれの実施細則によるものとする。

(別添1) 細密調査実施細則

1. 調査の種類

(1) 概況調査

当該年度において調査対象とされた地域(以下「調査対象地域」)

という。)について、次に掲げる事項について概況調査を行うものとする。

(ア) 地域の概況

(イ) 土地条件

(ウ) 土壌条件

(エ) 水利状況

(オ) 農作物等の生育状況

(カ) 特定有害物質及び土壌又は農作物等の汚染の原因となっている特定有害物質以外の汚染物質(以下「汚染物質」という。)の名称と汚染の由来(汚染源、汚染形態、現在までの経過等)

(キ) 農作物等の汚染及び生育阻害に対してとられている対策とその効果

(ク) その他土壌の汚染の状況、農作物等の汚染の状況及び農作物等の生育阻害の状況を把握するために必要な事項

(2) 精密調査

ア 調査の内容

概況調査の結果を勘案し、調査対象地域においておおむね2.5ヘクタールに1点の割合で調査ほ場を選定し、当該調査ほ場において次の(ア)、(イ)、(ウ)に掲げる事項について精密調査を行うものとする。

なお、土地条件、水利状況等からみて、調査の精度を確保するため必要と認める場合は、適宜調査密度を高めることができるものとする。

また、農業用排水中の特定有害物質の量等、(ア)、(イ)、(ウ)以外の事項についての調査は、調査対象地域の实情に応じ、適宜行うことができるものとする。

(ア) 農作物等の生育状況

(イ) 土壌及び農作物等に含まれる特定有害物質等の量

(ウ) 土壌の理化学性

イ 調査の方法

精密調査における農作物等の生育調査方法並びに土壌及び農作物等に係る測定のための試料の採取方法、測定項目及び測定方法は次に掲げるとおりとする。

(ア) 農作物等の生育調査方法

調査ほ場の中央部における坪刈り等による精玄米又は精玄麦の収量を調査するものとする。

(イ) 測定のための試料の採取方法

(i) 土壌

a 土壌の採取位置は、銅及び砒素以外の物質に係る場合にあっては、当該調査ほ場の中央地点とし、銅及び

砒素に係る場合にあつては、当該調査ほ場の水口地点、中央地点及び水尻地点を結んだ線を3等分して得た線の各々の中央地点(3地点)とする。

- b 採取位置において地表から地表下15cmまで(耕盤等が地表下15cm以内に出現する場合には耕盤等まで)の土壌を垂直に切り取り、これを十分に混合したのち、四分法により縮分して約1kgを採取するものとする。

なお、土壌汚染対策事業の効率的実施に資するため必要な場合は、調査対象地域の土壌の汚染の状況等を考慮して、地表下15cmから30cmまで(耕盤等が地表下15cm以内に出現する場合には、耕盤等の上面から地表下30cmまで)の土壌及び地表下30cmより深い場所の土壌についてもそれぞれ採取するものとする。

(ii) 農作物等

- a 農作物等の採取位置は、原則として土壌の採取位置と同一とし、当該採取位置に立毛している農作物等の可食部からおおむね1kgを採取するものとする。
- b 採取する農作物等の種類は、水田にあつては水稲、畑にあつては陸稲又は麦類とする。

なお、必要に応じ他の農作物等も対象とすることができるものとする。

- c 採取した水稲及び陸稲並びに麦類は、風乾状態(水分含量がおおむね13~15%のもの)の精玄米又は精玄麦にしておくものとする。

(ウ) 測定項目

(i) 土壌

採取した試料の測定項目は、次に掲げるとおりとする。
なお、bについては調査対象地域の実情に応じ、適宜選定できるものとし、cについては調査ほ場の中央地点から採取した土壌についてのみ測定するものとする。

- a 特定有害物質の量
b 汚染物質の量
c 土色(湿)、腐植量、土性、pH(H₂O)、塩基置換容量、置換性石灰、燐酸吸収係数、有効態燐酸及びその他必要な項目

(ii) 農作物等

採取した試料の測定項目は、次に掲げるとおりとする。
ただし、bについては、調査対象地域の実情に応じ適宜

(エ) 測定方法

特定有害物質については、「カドミウムに係る検定省令」、「銅に係る検定府令」及び「砒素に係る検定府令」により測定するものとし、その他については、「地力保全基本調査における土壌分析法（昭和 34 年 8 月農林省振興局発行、地力保全対策資料 1 号）」、「土壌保全対策事業における重金属類の分析法について（昭和 46 年 8 月農林省農政局発行、地力保全対策資料 36 号）」及び「土壌及び農作物等中の水銀等の分析法（昭和 48 年環境庁水質保全局長）」により測定するものとする。

選定できるものとする。

- a 特定有害物質の量
- b 汚染物質の量

(エ) 測定方法

特定有害物質については、「カドミウムに係る検定省令」、「銅に係る検定府令」及び「砒素に係る検定府令」により測定するものとする。

2. 調査報告書

調査報告書の様式は、様式第 1 のとおりとする。

なお、調査報告書には（参考）により作成した、「調査対象地域位置図」、「土壌中の特定 有害物質分布状況図」及び「農作物等中の特定有害物質分布状況図」を添付するものとする。

(参考) 附図の作成法

附図の作成に当たっては、次の要領により作成する。

1. 調査対象地域位置図（縮尺 5 万分の 1 程度）

調査対象地域外周を赤色の実線（太さ 0.4 mm 程度）で表示し、調査対象地域内部を薄い赤色で設色する。

2. 土壌中の特定有害物質分布状況図（、）（縮尺 3 千分の 1 程度）（：表層（0 ~ 15 cm）、：次層（15 ~ 30 cm））

調査対象地域外周を赤色の実線（太さ 0.8 mm 程度）で表示し、特定有害物質の種類別に定められた色によってその賦存量の程度別に破線（太さ 0.4 mm 程度）で区分するとともに、同色で区分記号（アラビア数字）を記入する。（区分の基準は各都道府県等で適宜設定する。）

また、採取地点を黒色の実点（径 0.4 mm 程度）で表示するとともに、黒色で調査は場番号を記載する。なお、特定有害物質の設色はカドミウムは赤色、銅は青色、砒素は緑色とする。

3. 農作物等中の特定有害物質分布状況図

2. に準じて作成するものとする。

様式第 1 別紙 1 概況調査結果・・・別添 A
別紙 2 1.土壌及び農作物等分析結果一覧表・・・別添 B

(別添 2) 対策地域調査実施細則
様式第 2 別紙 2 調査観測地区調査結果・・・別添 C

(別添 3) 解除地域調査実施細則
様式第 3 別紙 1 概況調査結果・・・別添 D
別紙 2 1.土壌及び農作物等分析結果一覧表・・・別添 E

(別添 4) クロスチェック調査実施細則

(1) 試料の送付
環境省環境管理局水環境部長が指定する調査対象地域について、当該地域ごとに土壌及び農作物等を各 2 点任意に選び、それぞれ四分法により当該都道府県等分析用と送付用に分け、送付用の試料を、水環境部長が指定する分析機関に毎年度、別に定める期日までに送付するものとする。なお、送付する分析のための試料の量は、土壌及び農作物等それぞれ 1 点につきおおむね 200 g とし、送付する際は、ビニール袋等に入れ、県名、調査対象地域名、調査ほ場番号及び採取位置(水口部、中央部、水尻部の別)を記入した荷札をつけるものとする

様式第 1 別紙 1 概況調査結果
別紙 2 1.土壌及び農作物等分析結果一覧表

(別添 2) 対策地域調査実施細則
様式第 2 別紙 2 調査観測地区調査結果

(別添 3) 解除地域調査実施細則
様式第 3 別紙 1 概況調査結果
別紙 2 1.土壌及び農作物等分析結果一覧表

(別添 4) クロスチェック調査実施細則

1. 測定項目
測定項目は細密調査実施細則、対策地域調査実施細則により採取された土壌(地表下 0 cm から 15 cm のもの)及び農作物等に係る特定有害物質の量とする。
2. 調査の方法
 - (1) 試料の送付
環境省環境管理局水環境部長が指定する調査対象地域について、当該地域ごとに土壌及び農作物等を各 2 点任意に選び、それぞれ四分法により当該都道府県等分析用と送付用に分け、送付用の試料を、水質保全局長が指定する分析機関に毎年度、別に定める期日までに送付するものとする。なお、送付する分析のための試料の量は、土壌及び農作物等それぞれ 1 点につきおおむね 200 g とし、送付する際は、ビニール袋等に入れ、県名、調査対象地域名、調査ほ場番号及び採取位置(水口部、中央部、水尻部の別)を記入した荷札をつけるものとする。
 - (2) 試料の分析
都道府県等分析用の試料については、細密調査実施細則及び対策地域調査実施細則に定める分析方法によるものとする。
3. 調査報告書
クロスチェックのための分析結果の報告書の様式は、様式第 4 のとおりとする。